

○犯罪被害給付事務取扱要領の制定について（平成13年 9 月10日例規第36号）

〔沿革〕 平成20年 3 月例規第25号、 8 月第39号、 21年11月第28号、 23年11月第38号、 26年12月第24号、 28年 3 月第11号、 30年 3 月第16号、 令和 2 年 4 月第17号改正

この度、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）の一部が改正されたことに伴い、犯罪被害給付事務取扱要領の制定について（昭和59年 1 月例規第 2 号）を全部改正し、別記のとおり犯罪被害給付事務取扱要領を定め、平成13年 9 月10日から実施することとしたので、実効の上がるよう適切に運用されたい。

なお、犯罪被害給付事務取扱要領の制定について（昭和59年 1 月例規第 2 号）は、廃止する。

記

1 改正の趣旨

法の改正に伴い、犯罪被害給付金の支給対象が拡大されたことから、犯罪被害者又は第一順位遺族への適切な制度の教示を行うとともに、裁定時に事件主管課との協議を実施すること等により、事務処理の適正化を図ることとした。

2 改正の要点

- (1) 犯罪被害者又は第一順位遺族に対し、制度の教示を行うことを規定した。
- (2) 申請書の受理に際し、十分な説明を行うとともに、不備があった場合は補正を求めることとした。
- (3) 裁定に当たっては、事務処理の適正化を図るため、事件主管課長と協議を行うこととした。

別記

犯罪被害給付事務取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、犯罪被害給付制度の適正な運用を図るため、その事務手続について必要な事項を定めるものとする。

第 2 準拠

犯罪被害給付制度の事務については、次の各号に掲げるものによるほか、この要領に定めるところによるものとする。

- 1 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）
- 2 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭

和55年政令第287号。以下「令」という。)

3 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）

4 犯罪被害給付制度事務処理要領の改正について（令和2年3月19日付け警察庁丙給厚発第8号）

第3 事務取扱上の留意点

1 本制度に係る事務は、警察本部にあっては警務部県民サービス課において、警察署にあっては県民サービス係において行うものとする。

2 事務処理に当たる者は、犯罪被害者又はその遺族の立場を理解し、法の趣旨に沿って対応するとともに、当該事務が迅速かつ適切に行われるように努めなければならない。

3 事務処理に当たっては、関係所属との緊密な連携の下、徹底した調査及び資料の収集を行い、事案の正確な把握に努めなければならない。

第4 事案の発生報告

警察署長（以下「署長」という。）は、法第2条第2項に規定する犯罪被害に該当する可能性のある事案（以下「対象事案」という。）の発生を認知したときは、犯罪被害給付対象事件発生報告書（別記様式第1）により速やかにその概要を警務部県民サービス課長（以下「県民サービス課長」という。）を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

第5 制度の教示等

1 署長は、対象事案の発生を認知した場合は、犯罪被害者又は法第5条の規定により第一順位となる遺族（以下「第一順位遺族」という。）に対し、被害者の手引き、広報用リーフレット等を交付するなどの方法により、犯罪被害給付制度について教示するものとする。ただし、次に掲げる場合であって、犯罪被害者等給付金（法第2条第7項に規定する犯罪被害者等給付金をいう。以下同じ。）が不支給となることが明らかなときは、この限りでない。

(1) 犯罪被害者又は第一順位遺族に規則第2条、第4条又は第5条に規定する不支給事由があるとき。

(2) 法第7条の規定による調整により不支給となるとき。

(3) 法第8条の規定による調整により不支給となるとき。

2 署長は、1の場合において、犯罪被害者又は第一順位遺族に対して教示するに当たり、その判断について疑義が生じたときは、速やかに県民サービス課長に報告し、その対応について協議するものとする。

- 3 犯罪被害者等給付金の支給対象となる対象事案に係る犯罪被害者又は第一順位遺族が県外に住所地を有するときは、県民サービス課長は、警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室及び当該住所地を管轄する都道府県警察の犯罪被害給付事務担当課に事案の概要を通報するものとする。

第6 申請の受理

- 1 県民サービス課長又は署長は、法第10条第1項に基づき犯罪被害者又は第一順位遺族（以下「申請者」という。）から、遺族給付金支給裁定申請書（規則様式第1号）、重傷病給付金支給裁定申請書（規則様式第2号）又は障害給付金支給裁定申請書（規則様式第3号）（以下「申請書」と総称する。）の提出を受けたときは、必要事項の記載漏れ及び規則第16条、第17条又は第18条に規定する添付書類の有無を確認した上で、申請書の受付欄に受付年月日及び受付番号を記入するものとする。
この場合において、警察署で受理するときは、県民サービス課長から指示された受付番号を記載するものとする。
- 2 申請書に不備があった場合には、申請を受け付けた上で申請者に十分な説明を行い、相当な期間を定めて補正を求めるものとする。
- 3 県民サービス課長又は署長は、申請書の記載内容が、次に掲げる事項に該当すると判断した場合は、申請者に理由を十分に説明した上で申請書を受理しないものとする。
 - (1) 申請書が提出された日が、法第10条第2項又は第3項に定める期間を経過しているとき。
 - (2) 申請に係る被害が、法第2条第2項に規定する犯罪被害に該当しないとき。
 - (3) 申請者が、法第4条に定める受給資格を有しないとき。
- 4 県民サービス課長又は署長は、申請書を受理したときは、遺族・重傷病・障害給付金支給裁定申請受付報告書（別記様式第2）により、速やかに奈良県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告（署長は県民サービス課長を経由）するとともに県民サービス課長は、裁定申請に係る処理経過を処理簿（別記様式第3）に記録しておくものとする。

第7 調査等

- 1 法第13条の規定に基づく調査等は、県民サービス課長が行うものとする。
- 2 県民サービス課長は、前記の調査を行うに当たって必要があるときは、署長に対し、犯罪被害給付関係事項照会書（別記様式第4）により照会を行うものとする。
- 3 署長は、照会に対して適切な回答を行うため、事件主管課長の協力を求めることができる。この場合において、事件主管課長は事件の概要等について積極的に助言

を行い協力するものとする。

4 署長は、前記2の照会を受けたときは、速やかに必要な調査を行い、その結果を犯罪被害給付関係事項回答書（別記様式第5。以下「回答書」という。）により回答するものとする。

5 署長は、国又は他の都道府県公安委員会から照会を受けたときは、県民サービス課長と協議の上、前記要領に準じて回答するものとする。

第8 検討票等の作成

1 県民サービス課長は、前記第7に規定する調査等により収集された資料に基づき、検討調書（別添）及び給付金支給検討票（別記様式第6。以下「検討票等」という。）を作成するものとする。

2 県民サービス課長は、裁定等に係る事務処理の適正を図るため、検討票等に基づき事件主管課長と協議を行うこととする。

第9 裁定等

1 県民サービス課長は、法第11条第1項に規定する公安委員会の裁定を受けようとするときは、申請書とともに検討票等及び犯罪被害者等給付金支給裁定通知書（規則様式第4号。以下「裁定通知書」という。）案を作成して、公安委員会に提出するものとする。

2 県民サービス課長は、申請者が正当な理由がなく、法第13条第1項の規定に基づく報告等を拒むなど適正な裁定を行うことができないと認められるときは、犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書（規則様式第5号。以下「却下通知書」という。）案を作成して、公安委員会に提出するものとする。

3 県民サービス課長は、法第12条第1項に規定する仮給付金を支給することが適当であると認めるときは、仮給付金支給決定通知書（規則様式第6号。以下「決定通知書」という。）案を作成して、公安委員会に提出するものとする。

第10 裁定通知書等の交付

県民サービス課長は、公安委員会の協議結果に基づき、裁定通知書、却下通知書、又は決定通知書を作成して、速やかに申請者に交付するとともに申請受理から裁定等に至るまでの経過を処理簿に記録しておくものとする。この場合において、裁定通知書又は決定通知書を交付するときは、犯罪被害者等給付金支払請求書又は仮給付金支払請求書（規則様式第7号）を併せて交付するものとする。

第11 損害賠償の申出の取扱い

県民サービス課又は署長は、規則第19条の規定により申請者から、犯罪被害を原因として損害賠償を受けた旨の申し出があった場合は、速やかに公安委員会に報告

しなければならない。この場合において、署長は県民サービス課長を経由して報告を行うものとする。

第12 審査請求事案の取扱い

- 1 県民サービス課長又は署長は、申請者から審査請求があったときは、速やかに公安委員会に報告しなければならない。この場合において、署長は県民サービス課長を経由して報告を行うものとする。

- 2 県民サービス課長は、審査請求の種別により、次により処理するものとする。

(1) 裁定についての審査請求

裁定についての審査請求は、国家公安委員会に対する審査請求のみについて認められることとなるので、当該審査請求書を国家公安委員会（警察庁長官官房を経由）に送付することとする。

(2) 不作為についての審査請求

不作為についての審査請求は、国家公安委員会又は公安委員会に対する審査請求のいずれの場合も認められることから、国家公安委員会に対する審査請求がなされた場合は、当該審査請求書を国家公安委員会（警察庁長官官房を経由）に送付し、公安委員会に対する審査請求がなされた場合は、県民サービス課長が当該事務処理を行うこととし、審査請求事案発生（終結）報告書（別記様式第7）により国家公安委員会（警察庁長官官房を経由）に報告することとする。

(3) 行政事件訴訟

裁定の取消しの訴えが提起されたとき（ただし、この訴訟は、当該裁定についての国家公安委員会の裁定を経た後でなければ提起することができない。）は、公安委員会に報告を行うとともに警務部監察課長に事務を引き継ぐものとする。

別添（第8関係）

検 討 調 書

第 1 事件名

（例） ○○市内における殺人事件

第 2 申請者に関する事項

1 身上等

- ☐ 犯罪被害者本人 ☐ 第一順位遺族（☐ 該当 ☐ 非該当）
- ・本籍 ☐ 日本 ☐ 外国（ ）
- ・住所
- ・職業
- ・氏名
- ・生年月日（当時年齢） 年 月 日生（当時 歳）
- ・犯罪被害者との続柄

2 受給資格（遺族給付金の場合）

- ・資格 ☐ 有 ☐ 無（理由 ）
- ・遺族の範囲 法第 5 条
 - ☐ 第 1 項第 号（ ）
 - ☐ 第 2 項
- ・生計維持 ☐ 有 ☐ 無
 - 〔認定理由〕
 - 〔区分〕 ☐ 妻
 - ☐ 60 歳以上の夫、父母又は祖父母
 - ☐ 18 歳未満の子又は孫
 - ☐ 18 歳未満又は 60 歳以上の兄弟姉妹
 - ☐ 上記以外の規則第 15 条の障害状態にあるもの
 - ☐ 上記以外のもの
- ・令第 6 条第 1 項第 1 号イ(1)の妻への該当性
 - ☐ 有 ☐ 無
 - 〔区分〕 ☐ 55 歳以上の妻
 - ☐ 規則第 15 条の障害状態にある妻
 - 〔障害の状態〕

認定資料	
------	--

第 3 犯罪被害者に関する事項

1 経歴等

- ・経歴
- ・前科前歴等（罪種別） 前科○犯（ 等）前歴○回（ 等）
- ・過去における給付金受給の有無、内容

2 遺族 ～ (1)から(3)までに該当する者全員について記載する。

(1) 第2の1以外の第一順位遺族

- ・本籍 ☐ 日本 ☐ 外国（ ）
- ・住所
- ・職業
- ・氏名
- ・生年月日（当時年齢） 年 月 日生（当時 歳）
- ・犯罪被害者との続柄
- ・生計維持 ☐ 有 ☐ 無
- 〔認定理由〕
- 〔区分〕 ☐ 60歳以上の夫、父母又は祖父母
- ☐ 18歳未満の子又は孫
- ☐ 18歳未満又は60歳以上の兄弟姉妹
- ☐ 上記以外の規則第15条の障害状態にある者
- ☐ 上記以外のもの

- ・申請の状況

(2) 生計維持関係遺族（第2の1及び第3の2の(1)を除く。）

- ・本籍 ☐ 日本 ☐ 外国（ ）
- ・住所
- ・職業
- ・氏名
- ・生年月日（当時年齢） 年 月 日生（当時 歳）
- ・犯罪被害者との続柄
- ・生計維持 〔認定理由〕
- 〔区分〕 ☐ 妻
- ☐ 60歳以上の夫、父母又は祖父母
- ☐ 18歳未満の子又は孫
- ☐ 18歳未満又は60歳以上の兄弟姉妹
- ☐ 上記以外の規則第15条の障害状態にあるもの
- ☐ 上記以外のもの

(3) 第2の1並びに第3の2の(1)及び(2)以外の法第5条第1項の遺族給付金の支給を受けることができる遺族

- ・氏名
- ・生年月日（当時年齢） 年 月 日生（当時 歳）
- ・犯罪被害者との続柄

認定資料	
------	--

第4 加害者に関する事項

1 経歴等

・経歴

・前科前歴等（罪種別） 前科○犯（ 等）前歴○回（ 等）

2 刑事事件における処分結果等

認定資料	
------	--

第5 犯罪被害に関する事項

1 事案の概要

(1) 犯罪被害者と加害者との関係

(2) 犯罪被害の概要

・犯罪被害を受けるまでの状況（犯罪被害を受けるに至った遠因、直接の動機、原因等）

・加害者の犯行準備状況

・犯罪被害の状況（犯行状況、被害者及び加害者の犯行現場等における相互間の言動等）

(3) 法第10条第2項の該当性

☐ 法第10条第2項に規定された期間内に申請が行われている

☐ 法第10条第2項に規定された期間を経過して申請が行われている

(4) 法第10条第3項の該当性

☐ 有 ☐ 無

〔理由〕

(5) その他犯罪被害に関連すること

2 犯罪被害の該当性

(1) 罪名、罰条（認知時、逮捕時、起訴時、判決時）

・認知時（ 年 月 日）

・逮捕時（ 年 月 日）

・起訴時（ 年 月 日）

・判決時（ 年 月 日）

(2) 犯罪被害の該当性

・犯罪被害の該当性

☐ 有 ☐ 無

〔理由〕

*重傷病給付金の場合

入 院 日 数	日	加療期間	日
傷害又は疾病の状況			

*障害給付金の場合

障 害 等 級	第 級 号
障 害 の 部 位 ・ 程 度	
認 定 理 由	

3 未検挙事件の捜査状況

- (1) 捜査体制
- (2) 捜査経過と捜査の見通し

認定理由	
------	--

第6 給付金の減額に関する事項

1 法第6条の規定による減額

(1) 減額程度、根拠規定

- ☐ 全額支給
☐ 不支給
☐ 一部支給

～減額程度 ☐ 1／3減額 ☐ 2／3減額

(2) 減額等認定理由 ～ 検討箇所は全て理由を記載、適用条項の□欄には全てチェック（■）を入れる。

- ・規則第2条 ☐ 第1号 ☐ 監護有 ☐ 第2号 ☐ 監護有 ☐ 無
☐ 監護無 ☐ 監護無

〔理由〕

- ・規則第2条本文 ☐ 適用除外有 ☐ 適用除外無

〔理由〕

- ・規則第2条ただし書 ☐ 有 ☐ 無

〔理由〕

- ・規則第3条本文 ☐ 有 ☐ 無

〔理由〕

- ・規則第3条ただし書 ☐ 有 ☐ 無

〔理由〕

- ・規則第4条 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 無

〔理由〕

・規則第5条 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 無

〔理由〕

・規則第6条 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 無

〔理由〕

・規則第7条 ☐ 有 ☐ 無

〔理由〕

・規則第8条 ☐ 有 ☐ 無

☐ 第1項 (☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号)

☐ 第2項

〔理由〕

・規則第10条 ☐ 有 ☐ 無

〔理由〕

2 法第7条の規定による減額

☐ 有 ☐ 無

(1) 給付等の名称

・根拠法名

・給付等名称

(2) 受給者、受給年月日、受給状況

・受給者

・受給年月日 年 月 日

・受給額 円

・受給状況

3 法第8条の規定による減額

(1) 損害賠償の受領

☐ 有 ☐ 無

・受領者

・賠償者（加害者、その他の者等）

・受領状況（受領年月日、受領額、受領方法（全額・一部受領の別、一括・分割受領の別））

・経緯（訴訟、示談交渉等）

(2) 損害賠償の請求

☐ 有 ☐ 無

・請求者

・被請求者（加害者、その他の者等）

・請求状況（請求年月日、請求額、請求方法（訴訟、示談交渉、訴訟提起の見込み等））

・交渉経緯

(3) 加害者等の損害賠償能力

☐ 有 ☐ 無

・職業、収入

・資産（預貯金の額、所有する不動産の評価額、借財の額等）

(4) 加害者等の損害賠償の意思

☐ 有 ☐ 無

・具体的状況

認定資料	
------	--

第7 仮給付決定、仮給付事案の裁定に関する事項

☐ 遺族給付金 ☐ 重傷病給付金 ☐ 障害給付金

1 仮給付事案の該当性

☐ 有

☐ 無〔理由〕

2 仮給付決定に関する事項

(1) 将来給付金を支給する旨の裁定がなされることが確実視される理由

☐ 不支給事由がない

☐ 裁定額を上回る損害賠償や公的給付の受領見込みがない

(2) 速やかに裁定することができない事情

☐ 加害者が判明しない

☐ 減額事由が判明しない

☐ 障害等級が判明しない

☐ 他の法令による給付の可能性

☐ 損害賠償の可能性

☐ 重傷病で現在も加療中であり3年を経過していない

(3) 加害者未検挙の場合

・捜査経過期間 年 月

・捜査進展の見込み ☐ 有 ☐ 困難

・具体的状況

3 過去に実施した仮給付決定

・仮給付決定年月日 年 月 日

・仮給付金の額 円

※ 過去に複数回実施している場合は、その全てを記載

4 仮給付事案の裁定に関する事項

裁定を行う理由（裁定移行理由）

・加害者検挙の有無 ☐ 有 ☐ 無

・捜査経過期間 年 月

・捜査進展の見込み（加害者未検挙の場合）

☐ 有 ☐ 困難

・具体的理由

認定資料	
------	--

第8 法第9条の規定による給付金の額に関する事項

1 遺族給付基礎額、休業加算基礎額又は障害給付基礎額

(1) 収入日額の算定

・労働形態

- ☐ 労基法第9条の労働者 (☐ 常用 ☐ 日雇い)
☐ その他の労働者 (☐ 自営業、自由業 ☐ 無職 ☐ その他)

・計算方法

- ☐ 原則的計算
☐ 最低保障額計算
☐ その他
(例：労働者の場合)

☐ 原則的計算 (A)

$\bullet \text{ 総賃金} \div \text{総日数} = \text{収入日額}$ $\quad \quad \quad \times \text{ 小数点以下第3位四捨五入} \quad \quad \quad \dots\dots\dots A$

☐ 最低保障額計算 (月額と時間により変わる賃金が混在する場合) (D)

$\bullet \text{ 月額分} \quad \text{月額分} \div \text{総日数}$ $\quad \quad \quad \times \text{ 端数処理を行わない} \quad \quad \quad \dots\dots\dots B$
$\bullet \text{ 歩合等分} \quad \text{歩合等分} \div \text{稼働日数} \times 60/100$ $\quad \quad \quad \times \text{ 端数処理を行わない} \quad \quad \quad \dots\dots\dots C$
$\bullet B + C = \text{収入日額}$ $\quad \quad \quad \times \text{ 小数点以下第3位四捨五入} \quad \quad \quad \dots\dots\dots D$

例： 原則計算 (A) > 最低保障 (D) = _____ 円

(2) 遺族給付基礎額、休業加算基礎額又は障害給付基礎額の決定

- ・年齢 _____ 歳 (被害当時)
・遺族給付基礎額の決定

☐ 遺族給付基礎額の算定

$\text{収入日額 (} \quad \quad \quad \text{円)} \times 70/100 = \text{遺族給付基礎額}$ $\quad \quad \quad \times \text{ 端数処理を行わない。}$
--

☐ 遺族給付基礎額の決定

※ 令別表第1又は別表第2の別によること。ただし、令第6条第1項第1号に掲げる場合であつて、犯罪被害が行われた時における犯罪被害者の年齢が25歳未満であるときは、6,600円を遺族給付基礎額とする。

- ☐ 最高額超過 円
☐ 最高額 円
☐ 中間 円
☐ 最低額 円
☐ 最低額未満 円

= 円

・休業加算基礎額の決定

○ 休業加算基礎額の算定

収入日額 (円) $\times 48/100$ = 休業加算基礎額

※ 端数処理を行わない。

○ 休業加算基礎額の決定

※ 令別表第3によること。

- ☐ 最高額超過 円
☐ 最高額 円
☐ 中間 円
☐ 最低額 円
☐ 最低額未満 円

= 円

・障害給付基礎額の決定

○ 障害給付基礎額の算定

収入日額 (円) $\times 80/100$ = 障害給付基礎額

※ 端数処理を行わない。

○ 障害給付基礎額の決定

※ 令別表第4又は別表第5の別によること。ただし、犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第1級から第3級までに該当する場合であって、犯罪被害が行われた時における当該犯罪被害者の年齢が25歳未満であるときは、7,600円を障害給付基礎額とする。

- ☐ 最高額超過 円
☐ 最高額 円
☐ 中間 円
☐ 最低額 円
☐ 最低額未満 円

= 円

2 倍数

・遺族給付金の場合

第1項第1号 ☐ 生計維持関係遺族あり

☐ イ～生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時8歳

〔根拠〕
令第6条

未満の者が含まれていない場合

⇒ 当該生計維持関係遺族の人数の区分に応じた倍数

- ☐ (1) 1人 1,530 倍
- ☐ 55 歳以上の妻又は規則第 15 条
の障害状態にある妻 1,750 倍
- ☐ (2) 2人 2,010 倍
- ☐ (3) 3人 2,230 倍
- ☐ (4) 4人以上 2,450 倍

※ 生計維持関係遺族の区分(第2項)

- | | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 妻 | 人 |
| 2 | 60 歳以上の夫、父母又は祖父母 | 人 |
| 3 | 18 歳未満の子又は孫 | 人 |
| 4 | 18 歳未満又は 60 歳以上の兄弟姉妹 | 人 |
| 5 | 規則第 15 条の障害状態にあるもの | 人 |

- ☐ ロ～生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時 8 歳未満の者が含まれている場合

⇒ 当該生計維持関係遺族(全員)の人数の区分に応じた上記イによる倍数に、犯罪行為が行われた当時 8 歳未満であった生計維持関係遺族の年齢ごとの人数に応じた、下記の表に定める数を合計した数を加えた倍数

1 人	153
2 人	201
3 人	223
4 人以上	245

①上記イによる倍数 _____ 倍

②8 歳未満であった生計維持関係
遺族に係る下記の数の合計 _____ 倍

- | | | | |
|---|-------|---|-------|
| { | 8 歳未満 | 人 | _____ |
| | 7 歳未満 | 人 | _____ |
| | 6 歳未満 | 人 | _____ |
| | 5 歳未満 | 人 | _____ |
| | 4 歳未満 | 人 | _____ |
| | 3 歳未満 | 人 | _____ |
| | 2 歳未満 | 人 | _____ |
| | 1 歳未満 | 人 | _____ |

①及び②の合計 = _____ 倍

第1項第2号 ☐ 上記第1号以外のもの _____ 1,000 倍

= _____ 倍

・障害給付金の場合

〔根拠〕
令第15条
規則別表

☐	第1級（常時介護）	号	2,880倍
☐	第1級	号	2,160倍
☐	第2級（随時介護）	号	2,160倍
☐	第2級	号	1,865倍
☐	第3級	号	1,600倍
☐	第4級	号	920倍
☐	第5級	号	790倍
☐	第6級	号	670倍
☐	第7級	号	560倍
☐	第8級	号	450倍
☐	第9級	号	350倍
☐	第10級	号	270倍
☐	第11級	号	200倍
☐	第12級	号	140倍
☐	第13級	号	90倍
☐	第14級	号	50倍

＝ 倍

3 犯罪被害者負担額の算定

(1) 犯罪被害者の加入する医療保険（保険者）

- ☐ 国民健康保険（☐ 市町村 ☐ 国民健康保険組合）
（名前： ）
☐ 健康保険（☐ 全国健康保険協会 ☐ 健康保険組合）
（名前： ）
☐ その他
（名前： ）

(2) 犯罪被害者の加療状況

・加療期間

☐ 1か月以上 ☐ 1か月未満
年 月 日 ～ 年 月 日（ 日）

・入院期間

☐ 3日以上 ☐ 3日未満
年 月 日 ～ 年 月 日（ 日）

(3) 犯罪被害者負担額の算定

		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
傷病に係る 医療を行っ た日数	入院実日数	日	日	日	日	日
	入院外診察実日数	日	日	日	日	日
領収書等による自己負担額 A		円	円	円	円	円
	医療費自己負担額	円	円	円	円	円
	食事療養に係る自 己負担額	円	円	円	円	円
高額療養費等の額 B		円	円	円	円	円
付加給付額 C		円	円	円	円	円
犯罪被害者負担額＝A－B－C		①円	②円	③円	④円	⑤円

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
日	日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日	日
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円
⑥円	⑦円	⑧円	⑨円	⑩円	⑪円	⑫円	⑬円

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
日	日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日	日
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円
⑭円	⑮円	⑯円	⑰円	⑱円	㉑円	㉒円	㉓円

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
日	日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日	日
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円
㊦円	㊦円	㊦円	㊦円	㊦円	㊦円	㊦円	㊦円

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
日	日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日	日
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円
㊦円	㊦円	㊦円	㊦円	㊦円	㊦円	㊦円	㊦円

※ 円未満切り捨て

$$\begin{aligned} \text{犯罪被害者負担額} = & \textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6} + \textcircled{7} + \textcircled{8} + \textcircled{9} + \textcircled{10} + \textcircled{11} + \textcircled{12} + \textcircled{13} + \textcircled{14} + \\ & \textcircled{15} + \textcircled{16} + \textcircled{17} + \textcircled{18} + \textcircled{19} + \textcircled{20} + \textcircled{21} + \textcircled{22} + \textcircled{23} + \textcircled{24} + \textcircled{25} + \textcircled{26} + \textcircled{27} + \textcircled{28} + \textcircled{29} + \textcircled{30} + \textcircled{31} + \textcircled{32} + \textcircled{33} + \textcircled{34} + \textcircled{35} + \textcircled{36} + \textcircled{37} + \textcircled{38} + \textcircled{39} + \textcircled{40} + \textcircled{41} + \textcircled{42} + \textcircled{43} + \textcircled{44} + \textcircled{45} + \textcircled{46} + \textcircled{47} + \textcircled{48} + \textcircled{49} + \textcircled{50} + \textcircled{51} + \textcircled{52} + \textcircled{53} + \textcircled{54} + \textcircled{55} + \textcircled{56} + \textcircled{57} + \textcircled{58} + \textcircled{59} + \textcircled{60} + \textcircled{61} + \textcircled{62} + \textcircled{63} + \textcircled{64} + \textcircled{65} + \textcircled{66} + \textcircled{67} + \textcircled{68} + \textcircled{69} + \textcircled{70} + \textcircled{71} + \textcircled{72} + \textcircled{73} + \textcircled{74} + \textcircled{75} + \textcircled{76} + \textcircled{77} + \textcircled{78} + \textcircled{79} + \textcircled{80} + \textcircled{81} + \textcircled{82} + \textcircled{83} + \textcircled{84} + \textcircled{85} + \textcircled{86} + \textcircled{87} + \textcircled{88} + \textcircled{89} + \textcircled{90} + \textcircled{91} + \textcircled{92} + \textcircled{93} + \textcircled{94} + \textcircled{95} + \textcircled{96} + \textcircled{97} + \textcircled{98} + \textcircled{99} + \textcircled{100} \\ = & \underline{\hspace{1cm}} \text{円} \end{aligned}$$

4 休業加算額の算定

- (1) 療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日の数（犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して3年を経過するまでの間のもの）

☐ 認定資料がある場合

- ・収入の全部を得られなかった日 日
- ・一部を得られなかった日 日 計 日 …①

☐ 年俸制、月給制等の場合で、当該療養にかかる期間の収入が減少したものの、減少の原因となった日が特定できない場合

減少額（	円）	÷	収入日額（	円）	＝	商…剰余
------	----	---	-------	----	---	------

- ・収入の全部を得られなかった日（商の値） _____ 日
- ・一部を得られなかった日（剰余があれば1日） _____ 日 計 _____ 日 …①

(2) 休業日の数

上記4の(1)から次に掲げるものを除いた日

- ☐ 休業加算基礎額を超える収入を得た部分休業日 _____ 日
- ☒ 休業日の第3日目までの日 _____ 3日
- ☐ 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置をされていた日 _____ 日
- ☐ 死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置をされていた日 _____ 日
- ☐ 労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置をされていた日 _____ 日
- ☐ 法廷等の秩序維持に関する法律第2条第1項の規定により監置場に留置をされていた日 _____ 日
- ☐ 少年法第24条第1項第2号若しくは第3号の規定により少年院等に収容をされていた日 _____ 日
- ☐ 売春防止法第17条第1項の規定により婦人補導院に収容をされていた日 _____ 日

計 _____ 日 …②

休業日の数 = ① - ② = _____ 日 …③

(3) 部分休業日における収入の合計額

部分休業日（上記(2)の休業日のうち、当該犯罪被害者が従前その勤務に基づいて通常得ていた収入の一部を得た日）において得た収入の額を合算した額

計 _____ 円 …④

(4) 休業加算額の算定

$\text{休業加算基礎額} \times \text{休業日の数 (③)} - \text{部分休業日における収入 (④)} = \text{休業加算額}$
--

※小数点以下切り捨て

5 法第9条の規定による給付金の額

◆ 遺族給付金の場合

$\text{遺族給付基礎額} \times \text{倍数} + \text{犯罪被害者負担額} + \text{休業加算額} = \text{A 円}$

※小数点以下切り捨て

○ 減額式（例 1/3 減額の場合）

$\text{A} \times 1/3 + \text{その他の減額} = \text{B 円}$	※小数点以下切り捨て
--	------------

○ 給付額

$\text{A} - \text{B} = \text{給付額 (遺族給付金)}$
--

◆ 重傷病給付金の場合

$$\text{犯罪被害者負担額} + \text{休業加算額} = A \text{ 円}$$

…前記の算定により
得た額

※円未満切り捨て

- 減額式（例 1／3 減額の場合）

$$A \times 1/3 + \text{その他の減額} = B \text{ 円}$$

※小数点以下切り捨て

- 給付額

$$A - B = \text{給付額（重傷病給付金）}$$

- ◆ 障害給付金の場合

$$\text{障害給付基礎額} \times \text{倍数} = A \text{ 円}$$

※小数点以下切り捨て

- 減額式（例 1／3 減額の場合）

$$A \times 1/3 + \text{その他の減額} = B \text{ 円}$$

※小数点以下切り捨て

- 給付額

$$A - B = \text{給付額（障害給付金）}$$

認定資料	
------	--

第9 裁（決）定案

- 1 給付金（仮給付金）を支給する。

〔例〕 各給付金算定式（1／3 減額の場合）

- ◆ 遺族給付金の場合

$$\frac{\left(\frac{\text{遺族給付基礎額} \times \text{倍数}}{\text{数} + \text{犯罪被害者負担額} + \text{休業加算額}} \right) - \left[\left(\frac{\text{遺族給付基礎額} \times \text{倍数}}{\text{数} + \text{犯罪被害者負担額} + \text{休業加算額}} \right) \times \frac{1}{3} + \text{その他の減額} \right]}{\text{第一順位遺族の数}} = \text{給付金}$$

- ◆ 重傷病給付金の場合

$$\text{犯罪被害者負担額} + \text{休業加算額} - \left[(\text{犯罪被害者負担額} + \text{休業加算額}) \times \frac{1}{3} + \text{その他の減額} \right] = \text{給付金}$$

- ◆ 障害給付金の場合

$$(\text{障害給付基礎額} \times \text{倍数}) - (\text{障害給付基礎額} \times \text{倍数} \times \frac{1}{3} + \text{その他の減額}) = \text{給付金}$$

- 2 給付金を支給しない。

（別記様式省略）